

令和7年度第3回
三田市都市計画審議会 資料
(諮問事項)

令和7年10月17日

目次

第1号議案 説明資料	1
・ 前回の都市計画審議会（令和7年7月31日開催）での ご意見を踏まえた修正内容について	2
・ 阪神間都市計画下水道の変更（案）の縦覧結果について	3
・ 今後のスケジュールについて	4
第2号議案 説明資料	5
・ （参考）総括図の拡大図	6
・ 阪神間都市計画道路（三田幹線ほか3路線）の変更（案）の縦覧結果について	7
・ 今後のスケジュールについて	8

第1号議案
【説明資料】


阪神間都市計画下水道の変更(市決定)について

前回の都市計画審議会（令和7年7月31日開催）でのご意見を踏まえた修正内容

意見	変更理由として「都市の健全な発展及び公衆衛生の向上に寄与し公共用水域の水質保を図るため」とされているが、今までのコミュニティプラントであっても環境保を図ってきたはずだと考えるので、その表現は誤解を招くのでは。
市の考え方	施設の老朽化などの理由がある中で、ライフサイクルコストを比較検討した結果により、下水道区域の再編を行おうとする経緯があることから、「 <u>持続可能な下水道経営を行うため効果的な施設再編を検討</u> 」し、変更を行うものとして記載内容を一部変更しました。

修正前

今回の変更は、三田市全域の生活排水処理を計画している上位計画である「三田市生活排水処理計画」の変更と整合を図るものであり、区域拡大により都市環境の整備を促進するとともに、都市の健全な発展及び公衆衛生の向上に寄与し公共用水域の水質保を図るため、昭和53年に「三田市公共下水道」として位置づけ、これまで9回の変更を行っている。今回変更箇所の詳細については以下に示す。



修正後

三田市公共下水道は、昭和53年に都市計画決定を行い、事業の推進に努めているところである。

今回の変更は、三田市全域の生活排水処理を計画している上位計画である「三田市生活排水処理計画」の変更と整合を図るものであり、持続可能な下水道経営を行うため効果的な施設再編を検討した結果、志手原地区及び有馬富士地区コミュニティプラントの区域を公共下水道区域に編入するものである。

阪神間都市計画下水道の変更（市決定）に関する縦覧及び意見書について

1. 都市計画の名称 阪神間都市計画下水道(三田市公共下水道)

2. 実施結果
 - ① 縦覧期間 令和7年9月8日(月)～令和7年9月22日(月)

 - ② 閲覧方法 ・市役所本庁舎5階都市デザイン課(縦覧者数 0人)
 ・市ホームページにて掲載(縦覧者数 23件)

 - ③ 意見書期間 令和7年9月8日(月)～令和7年9月22日(月)

 - ④ 意見書対象者 関係市町村の住民及び利害関係人(法第17条第2項)

 - ⑤ 意見書の提出方法 住所、氏名、年齢、電話番号を記入のうえ、郵送、
 ファックス、電子メールにて提出。様式は任意。

 - ⑥ 意見書 市民等からの意見の提出はなかった

今後の都市計画変更のスケジュール

令和7年7月31日 三田市都市計画審議会（事前説明）



変更案作成



- ・ 県協議
- ・ 案の縦覧、意見書提出

令和7年10月17日 三田市都市計画審議会
（諮問・答申）



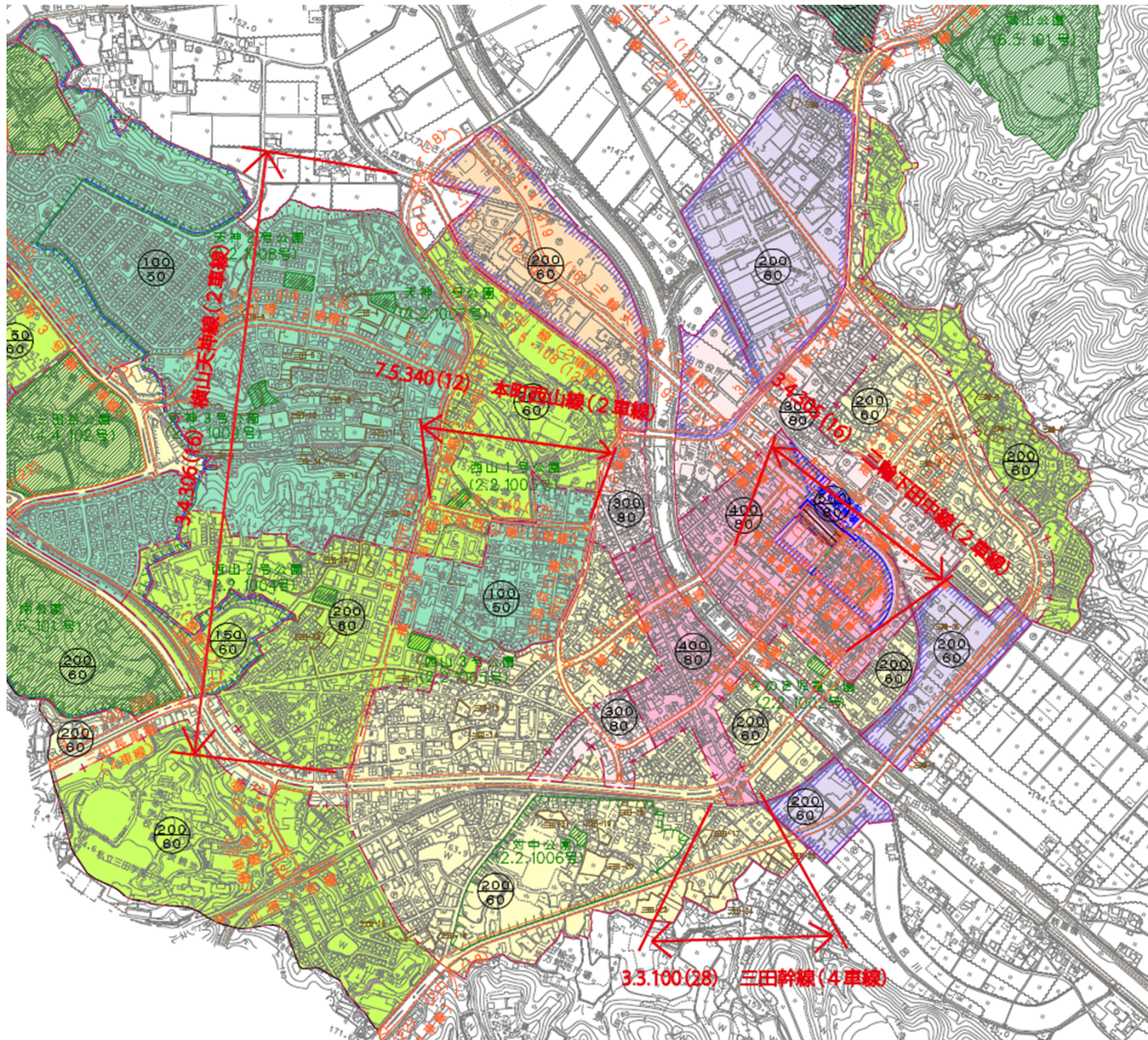
令和7年10月下旬（予定） 都市計画の変更告示

第2号議案

【説明資料】

阪神間都市計画道路(三田幹線ほか3路線)の変更
(市決定)について

総括図 (拡大図)



阪神間都市計画道路（三田幹線ほか3路線）の変更（市決定）に関する 縦覧及び意見書について

1. 都市計画の名称 阪神間都市計画道路の変更
（三田幹線ほか3路線）
2. 実施結果
- ① 縦覧期間 令和7年9月8日(月)～令和7年9月22日(月)
 - ② 閲覧方法
 - ・市役所本庁舎5階都市デザイン課(縦覧者数 0人)
 - ・市ホームページにて掲載(縦覧者数 28件)
 - ③ 意見書期間 令和7年9月8日(月)～令和7年9月22日(月)
 - ④ 意見書対象者 関係市町村の住民及び利害関係人(法第17条第2項)
 - ⑤ 意見書の提出方法 住所、氏名、年齢、電話番号を記入のうえ、郵送、ファックス、電子メールにて提出。様式は任意。
 - ⑥ 意見書 市民等からの意見の提出はなかった

今後の都市計画変更のスケジュール

令和7年7月31日 三田市都市計画審議会（事前説明）



変更案作成



- ・ 県協議
- ・ 案の縦覧、意見書提出

令和7年10月17日 三田市都市計画審議会
（諮問・答申）



令和7年10月下旬（予定） 都市計画の変更告示